

唐津市告示第198号

唐津市物品購入の単価契約公表要綱を次のように定める。

平成23年8月12日

唐津市長 坂井俊之

唐津市物品購入の単価契約公表要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が行う物品購入の単価契約の公表について定めることにより、物品購入に係る公正及び透明性の確保の一層の向上に資することを目的とする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、本市が行う物品購入の単価契約とする。

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 分類名
- (2) 品名
- (3) 規格
- (4) 単位
- (5) 単価
- (6) 契約業者名

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、契約締結後、速やかに公表するものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、契約日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(公表の方法)

第6条 公表の方法は、第3条に掲げる事項を単価契約一覧表（別記様式）に記載し、情報公開室（支所にあつては総務教育課）の窓口及び本市のホームページにおいて閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行し、平成23年4月1日以降の物品購入の単価契約から適用する。

